

早めに設置しましょう!

設置する場所

子供部屋や高齢者の居室と、就寝に使われている部屋には取付けましょう。

●寝室・階段・台所への取付けは義務付けられています。●居室への取付けもお勧めします。

子供部屋(寝室) 煙式
階段 煙式
主寝室 煙式
居室 煙式
台所 煙式

トラブル急増中! 悪質な訪問販売などにご注意!!

消防署や市区町村が、直接「住宅用火災警報器等」を訪問販売することはありません。また、特定の業者に商品を斡旋したり、販売を依頼することはありません。

住宅用火災警報器の設置が義務化!

6月1日から、一般住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されました。

設置上の注意点(天井・壁面の取付位置)

【天井の場合】

▼壁面からの取付位置
火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。

▼エアコンなどの吹き出し口付近の取付位置
換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5m以上離します。

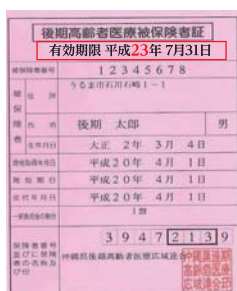
▼梁などがある場合の取付位置
火災警報器の中心を梁から60cm以上離します。

【壁面の場合】
天井から15~50cm以内に火災警報器の中心がくるように取り付けます。

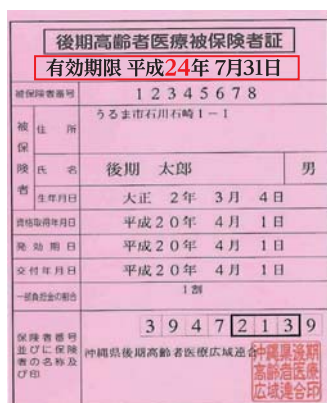
お問い合わせ 消防本部予防課 ☎867-0212

長寿医療(後期高齢者)制度 をご利用のみなさまへ

平成23年8月から被保険者証が切り替わります



古い被保険者証
(有効期限が7月31日まで)



新しい被保険者証
(8月からは、医療機関の窓口
に新しい被保険者証を提示してください)

新しい被保険者証は、7月下旬までに対象者へ郵送します。新しい被保険者証が届きましたら、住所、氏名、一部負担金の割合をご確認ください。

入院した時の負担を減額する 「限度額適用・標準負担減額認定証」

被保険者の世帯全員が住民税非課税の場合、「限度額適用・標準負担減額認定証」を医療機関の窓口へ提示することで、入院時の一部負担金と食事代が減額されます。

該当する方で、現在入院している方、またはこれから入院を予定している方は、認定書の申請手続きができます。申請した月の初日から適用され、毎年8月に更新が必要です。

詳しくは、国保長寿医療課までお問い合わせください。

【お問い合わせ】国保長寿医療課 ☎862-4262



保険の見直し 無料相談

もしもの時のために必要だからと、保険に入っているものの、「保障内容はよく分からない」という方は多いのではないのでしょうか?

人生で2番目に高い買い物といわれる保険。

今ご加入の保険を見直してみると、ムダな保険料を支払っている場合があります。

保険は、入り方によって保険料の負担に大きな差があるので、上手に見直せば、その安くなった分を、教育費や老後の生活資金等に役立てることができ

全国に139店舗を展開する「保険クリニック」は、保険のことなら何でもお答えする相談窓口です。

独自の分析システムを使った客観的な「保険診断」が好評の「見直し相談」では、まず現在加入している保険にムダがないかをしっかりチェックします。どの保険会社にも偏ることなく、中立的な立場で保険選びをアドバイスいたします。

女性のスタッフもいますので女性の方も安心してご相談下さい。

「保険を見直してみよう」と思ったら、まずはお店に電話で相談のご予約下さいませ。今なら7月20日(水)まで通常3,150円の来店相談料を無料で受付しております。



保険クリニック新都心店 ☎0120-960-219

住所/那覇市上之屋1-20-9富士家ビル(上之屋交差点角)
時間/平日9時~18時
定休/土・日(予約相談は土日にも受付いたします)
駐車場/あり
取扱保険会社/アフラック、ソニー生命、オリックス生命、マニライフ生命、AIGスター生命、メティケア生命ほか全25社
取扱代理店/株式会社ヒューマン&アソシエイツ